## 平成30年11月市議会総務委員会資料

第146号議案 長崎市火災予防条例の一部を改正する条例

## 目 次

長崎市火災予防条例の一部を改正する条例の概要・・・1ページ 長崎市火災予防条例新旧対照表・・・・・・・・2ページ

> 消 防 局 平成30年11月



### 長崎市火災予防条例の一部を改正する条例の概要について

#### 1 改正理由

工業標準化法(昭和24年法律第185号。以下「法」という。)の一部改正に 伴い、関係条文の整理をする必要があるため。

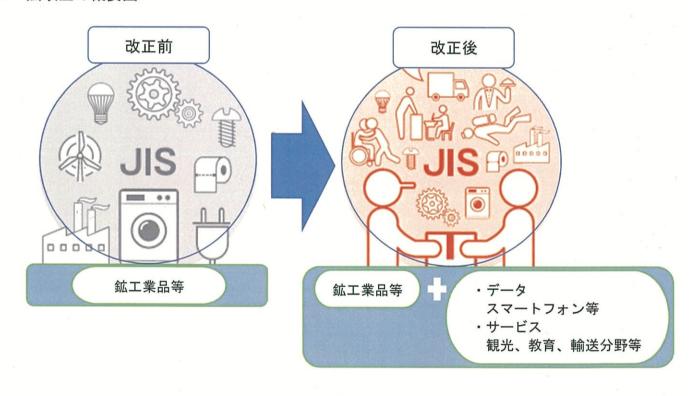
#### 2 改正内容

現在の法は、鉱工業品分野を対象として、製品の品質、安全性を統一する規格「日本工業規格(JIS)」を定めているが、新たにデータ分野、サービス分野等が追加されたことに伴い、「日本工業規格」の名称が「日本産業規格」に改められたことから、本市火災予防条例について関係条文の文言を整理するもの。

#### 3 施行期日

平成31年(2019年)7月1日

#### 4 法改正の概要図



※ 経済産業省作成のリーフレットから引用

# 5 長崎市火災予防条例新旧対照表

| 5 長崎市火災予防条例新旧対照表   |  |
|--|--|
| 現 行  | 改正案  |
| 目次 (略)   | 目次 (略)   |
| 第1章~第2章 (略)  | 第1章~第2章 (略)  |
| 第3章  | 第3章  |
| 第3条~第15条 (略)<br>(避雷設備)   | 第 3 条~第 15 条 (略)<br>(避雷設備)   |
| 第 16 条 避雷設備の位置及び構造は、<br>消防長が指定する日本 <u>工業</u> 規格に適<br>合するものとしなければならない。<br>2 (略) | 第 16 条 避雷設備の位置及び構造は、<br>消防長が指定する日本 <u>産業</u> 規格に適<br>合するものとしなければならない。<br>2 (略) |
| 第3章の2~第9章 (略)  | 第3章の2~第9章 (略)  |
|  | 附 則 (施行期日) この条例は、平成 31 年 7 月 1 日から 施行する。                                       |
|  |  |
|  |  |
|  |  |